

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、因島都市計画道路三・四・一号黒崎新開崎安郷線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十三年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

因島都市計画道路三・四・一号黒崎新開崎安郷線

二 都市計画を変更する土地の区域

尾道市因島土生町

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課、尾道市都市部まちづくり推進課、

尾道市因島総合支所施設管理課

四 縦覧期間

平成二十三年十月十七日から平成二十三年十月三十一日まで